不動産取得税(県税)について

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。納税通知書が届きましたら、銀行、郵便局のほか、コンビニエンスストアなどで納めてください。

なお、一定の要件を満たす住宅や住宅用土地を取得したときには、申告をすると不動産 取得税が軽減される場合があります。詳細についてはお問合せください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部課税課 ☎22-8581 (内線208)

青森県特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

令和2年12月21日からの金額は、次のとおりです。

	. , , , ,	
青森県特定(産業別)	改定内容	改定前
最低賃金	時間額	時間額
鉄鋼業	903円	900円
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業	833円	829円
各種商品小売業	825円	821円
自動車小売業	864円	861円



なお、青森県で働く全ての労働者および使用者に適用される「青森県最低賃金」は、令和 2年10月3日から、時間額798円に改定されています。

業務改善助成金などの活用や賃金引上げについては、青森働き方改革推進支援センター (電話:0800-800-1830) にご相談ください。

詳しくは青森労働局ホームページ(https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/)からもご覧になれます。

【お問合せ】青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-4114

蜜蜂を飼育されている方へ

養蜂振興法の改正により、平成25年から、趣味で蜜蜂を飼育する場合でも飼育届の提出 が必要になりました。

蜜蜂を飼育されている方は、所定の様式に必要事項を記載のうえ、令和3年1月29日(金)までに、住所地の地域県民局畜産担当課に提出してください。(手数料はかかりません)

- ※飼育届用紙は、青森県ホームページでダウンロードできるほか、地域県民局畜産担当課で配布します。また、令和2年中に飼育届を提出された方については、地域県民局から直接用紙を郵送します。
- ※花粉交配用のために、蜜蜂を一時的に飼育される方の飼育届の提出は不要です。

ただし、長期間にわたって(花粉交配時期以外も)飼育する場合は届出が必要です。

詳しくは、青森県ホームページ「蜜蜂飼育届の義務について」を参照、または、下北地域 県民局地域農林水産部畜産課までお問合せください。

> 【お問合せ】下北地域県民局地域農林水産部畜産課 担当: 菊地原 〒035-0073 むつ市中央1丁目1-8

> > ☎0175-22-8581 (内線242)

